

安全データシート(SDS)

作成日 2013年4月1日

改定 4 2024年10月1日

1 製品及び会社情報

製品名	ロードマーキング用プライマー コンクリート専用 液状タイプ(1ℓ)
会社名	新富士バーナー株式会社
・住所	愛知県豊川市御津町御幸浜一号地 1 番地 3
・担当部門	営業部
・電話番号	0533-75-5000
・緊急連絡先	上記
・FAX番号	0533-75-5033
推奨用途	路面標示用塗料のコンクリート路面専用プライマー
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は、専門家の判断を仰ぐこと。
製品品番	RM-502

2 危険有害性の要約

GHS分類

物理的及び化学的危険性	引火性液体	区分2
人の健康に対する有害な影響	急性毒性(吸入:蒸気)	区分4
	皮膚腐食性・刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2A
	皮膚感作性	区分1
	発がん性	区分2
	生殖毒性	区分1A
	生殖毒性(授乳影響)	追加区分
	特定標的臓器・全身毒性(単回暴露)	区分1(中枢神経系、呼吸器系、 肝臓、腎臓) 区分3(気道刺激性、麻酔作用)
	特定標的臓器・全身毒性(反復暴露)	区分1(中枢神経系、 腎臓、呼吸器系) 区分2(聴覚器、精巣)
	誤えん有害性	区分1
環境に対する有害性	水生環境有害性 短期(急性)	区分1
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分1

上記に書かれていない危険有害性情報の項目は、「分類できない」「区分に該当しない」に分類される。

絵表示(ピクトグラム)				
-------------	---	---	---	---

注意喚起語	危険
危険有害性情報	・引火性の高い液体及び蒸気 ・皮膚刺激 ・アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ ・強い眼刺激 ・吸入すると有害 ・呼吸器への刺激のおそれ ・眠気又はめまいのおそれ ・発がんのおそれの疑い ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・授乳中の子に害を及ぼすおそれ ・臓器の障害 ・長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 ・長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ ・飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ ・水生生物に非常に強い毒性 ・長期継続的影響により水生生物に非常に強い毒性
注意書き	【安全対策】 使用前に取扱説明書を入手すること。 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。 禁煙。容器を密閉しておくこと。容器を接地しアースをとること。 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。 火花を発生させない工具を使用すること。 静電気放電に対する措置を講ずること。 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。取扱い後は手をよく洗うこと。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 環境への放出を避けること。 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。 指定された個人用保護具を使用すること。
	【応急処置】 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。 皮膚を水又はシャワーで洗うこと。 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。 次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。 その後も洗浄を続けること。 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。 気分が悪いときは医師に連絡すること。 皮膚刺激又は発疹が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。 火災の場合：消火するために炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂、水噴霧を使用すること。 非常に燃えやすい液体である。蒸気が滞留すると爆発の恐れがある。 漏出物を回収すること。飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。 無理に吐かせないこと。
	【保管】 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。 涼しいところに置くこと。施錠して保管すること。 【廃棄】 内容物／容器を国／都道府県／市町村の規則に従って廃棄すること。

3 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分	混合物
化学名又は一般名	プライマー

成分名	含有量(%)	CAS番号	官報公示整理番号(化審法・安衛法)
アクリル樹脂	20～30%	非公開	非公開
トルエン	37～41%	108-88-3	3-60 3-2
キシレン	11～15%	1330-20-7	3-3
エチルベンゼン	11～15%	100-41-4	3-28
酢酸n-ブチル	3～7%	123-86-4	2-(6)-226 123-86-4
フタル酸ジ(n-ブチル)	1～3%	84-74-2	(3)-1303
アクリル酸ブチル	1%未満	141-32-2	2-989
メタクリル酸メチル	1%未満	80-62-6	2-1036
スチレン	0.3%未満	100-42-5	3-4
石油系炭化水素	1%未満	64742-81-0	—

4 応急処置

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。被災者を温め、安静にする。 呼吸困難に陥った場合は、衣類を緩め気道を確保した上で酸素吸入あるいは人工呼吸を行う。 必要に応じて医療措置を受ける。
皮膚に付着した場合	直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。 付着した部分は流水で流した後、石けんを用いてよく洗い落とす。 痒み、痛み等、皮膚に異常が生じた場合は医師の診察を受ける。
眼に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 清浄な多量の水で最低15分間眼を洗浄した後、眼科医の手当を受ける。
飲み込んだ場合	水で口の中をすすぎ、医師の診察を受ける。嘔吐物は飲み込ませないこと。 医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。 嘔吐が自然に起こった場合は、気管に入らないように身体を傾ける。 意識のない被災者には何も飲物を与えてはならない。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	(吸入もしくは飲み込んだ場合の症状) 吐き気 腹痛 頭痛 眠気(嗜眠) 咳 眩暈 灼熱感 意識喪失 (皮膚に付着もしくは目に入った場合の症状) 結膜発赤 皮膚の乾燥、発赤
応急措置をする者の保護に必要な注意事項	救助者はゴム手袋と密閉ゴーグルなどの保護具を着用する。
医師に対する特別な注意事項	特別な処置が必要である。

5 火災時の措置

適切な消火剤	炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂、水(噴霧)
使ってはならない消火剤	強力な棒状注水は、火災を拡大させる可能性がある。

火災時の特有の危険有害性	火災によっては、刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生させるおそれがある。 引火性が高く燃えやすいので、熱、火花、火炎等の着火源があると容易に発火する。 引火点以上では蒸気／空気の爆発性混合気体を生じることがある。 蒸気は空気よりも重く、空気と混合すると爆発性のガスになるおそれがある。
特有の消火方法	初期の火災には、粉末、二酸化炭素、乾燥砂などを用いる。 大規模火災の場合は、泡消火剤で空気を遮断し、一気に消火する。 周辺火災の場合は、周辺の設備などに散水して冷却する。 安全に対処できるならば、製品容器を火災危険区域から移動すること。 消火水や希釈水の流出により環境汚染を引き起こさないように注意する。 関係者以外は安全な場所に退去させる。
消火活動を行なう者の特別な保護具及び予防措置	消火作業は必ず自給式呼吸器等の保護具を着用し、風上から行う。

6 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	漏出した場所の周辺にロープを張るなどして関係者以外の立入りを禁止する。 適切な保護具を着用する。風上から作業し、風下の人を退避させる。 蒸気やミストの吸入及び眼、皮膚、衣服への付着を避ける。 屋内の場合処理が終わるまで十分に換気を行う。 こぼれた場所は滑りやすいので注意する。 作業の際には適切な保護具（保護手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。
環境に対する注意事項	土壌に浸透させてはならない。下水、河川、排水溝等に流してはならない。 河川等へ排出され、環境への影響を起こさないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	少量の場合はペーパータオル、ウエス等に吸収させ、密閉式の容器に回収する。 多量の場合は土砂等で流れを止め、液の表面を泡で覆い、乾燥砂又は不燃性吸着剤に吸収させ、密閉式の容器に回収する。 付近の着火源となるものを取り除き、火災発生の防止に努める。 火花が発生しない様な用具を用いて回収する。 回収物はラベルを貼って密閉容器に保管する。 清浄な帯電防止工具を用いて吸収したものを集める。
二次災害の防止策	全ての発火源を取り除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止） 排水溝、下水溝、地下室、あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。 危険でなければ漏れを止める。 着火した場合に備えて、消火用器材を準備する。

7 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
・技術的対策	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
・局所排気、全体換気	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。

・安全取扱い注意事項	使用前に取扱説明書を入手すること。 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 皮膚に触れないようにする。眼に入らないようにする。 取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。取扱い後はよく手を洗う。 屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。 指定された個人用保護具を使用すること。 妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。 長期間の取扱い、あるいは反復したばく露はできる限り避ける。 メタクリル酸メチル、アクリル酸ブチルは労働基準局長通達により、「感作性物質」に指定されており、指針に定められた措置を講じて取扱う必要がある。 エチルベンゼンは労働基準局長通達により、「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質」に指定されており、指針に定められた措置を講じて取扱う必要がある。 経皮的に吸収される可能性があるので、取扱いには注意する。 体に異常を感じたり、異常が発生した場合は、第4項の応急措置を講じた後に、必ず医師の診断を受けること。
・接触回避	「10. 安定性及び反応性」を参照。
保管	
・保管条件	容器は確実に密閉し、保管場所は火気厳禁とする。 危険物施設で保管し、施錠をして管理すること。 直射日光及び高温を避け、乾燥した換気のよい冷暗所に保存する。

8 ばく露防止及び保護措置

許容濃度

成分名	管理濃度	日本産業衛生学会	ACGIH
キシレン	50ppm	50ppm	(TWA)100ppm (STEL)150ppm
エチルベンゼン	20ppm	50ppm	(TWA)20ppm
酢酸n-ブチル	150ppm	100ppm	(TWA)50ppm (STEL)150ppm
メタクリル酸メチル	—	2ppm	(TWA)50ppm (STEL)100ppm
アクリル酸ブチル	—	—	(TWA)2ppm
スチレン	20ppm	20ppm	(TWA)20ppm (STEL)40ppm
フタル酸ジ(n-ブチル)	—	(TWA)5 mg/m ³	(TWA)5 mg/m ³
トルエン	20ppm	50ppm 188 mg/m ³ (皮膚吸収)	(TWA)20ppm
石油系炭化水素	—	100ppm	(TWA)100ppm

設備対策	設備／装置全体を密閉化するか、局所排気装置を設置する。 排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。 取扱い場所近くに、洗眼器および身体洗浄シャワーを設置する。 取扱い設備は防爆型を使用する。 状況に応じて、可燃性ガス・有毒ガス測定器、可燃性ガス警報器を設置する。
保護具	
・呼吸用保護具	有機ガス用防毒マスク、送気マスク、空気呼吸器等
・手の保護具	保護手袋を着用する。推奨材質：非浸透性もしくは耐化学品ゴム

・眼、顔面の保護具	側面シールド付安全メガネまたは化学用品用ゴーグルを着用する。
・皮膚及び身体の保護具	不浸透性の保護衣、保護長靴、前掛け
特別な注意事項	取扱後は、よく手を洗うこと。

9 物理的及び化学的性質

物理的状态	
・形状	液体
・色	無色透明
・臭い	刺激を伴った芳香
・pH	データなし
物理学的状態が変化する特定の温度／温度範囲	
・融点、凝固点	製品：データなし 参考データ：-48～13℃(キシレン) -95℃(エチルベンゼン) -78℃(酢酸n-ブチル) -48℃(メタクリル酸メチル) -95℃(アクリル酸ブチル) -30.6℃(スチレン)-69℃(フタル酸ジ ^o (n-ブチル))-94.99℃(トルエン)
・沸点、初留点及び沸騰範囲	製品：データなし 参考データ：138～144℃(キシレン) 136℃(エチルベンゼン) 126℃(酢酸n-ブチル) 100.5℃(メタクリル酸メチル) 111℃(アクリル酸ブチル) 145℃(スチレン) 340℃(フタル酸n-ブチル) 110.63℃(トルエン)
・引火点	製品：データなし 参考データ：27～32℃(キシレン) 18℃(エチルベンゼン) 22℃(酢酸n-ブチル) 10℃(o.c.)(メタクリル酸メチル) 4℃(アクリル酸ブチル) 31℃(スチレン) 187℃((開放式)フタル酸ジ ^o (n-ブチル)) 5.0℃(トルエン)
・爆発下限及び爆発上限界/可燃限界	製品：データなし 参考データ：下限：0.9vol % 上限：7.0vol%(キシレン) 下限：1.0vol% 上限：6.7vol%(エチルベンゼン) 下限：1.2vol% 上限：7.6vol%(酢酸n-ブチル) 下限：1.7vol% 上限：12.5vol%(メタクリル酸メチル) 下限：1.1vol% 上限：7.1vol%(アクリル酸ブチル) 下限：0.9vol% 上限：6.8vol%(スチレン) 下限：0.5vol % 上限：2.5vol %(フタル酸ジ ^o (n-ブチル)) 下限：1.27vol % 上限：7.0vol %(トルエン)
・蒸気圧	製品：データなし 参考データ：0.7～0.9kPa(20℃)(キシレン) 0.9kPa(20℃)(エチルベンゼン) 1.2kPa(20℃)(酢酸n-ブチル) 3.9kPa(20℃)(メタクリル酸メチル) 3.8kPa(25℃)(アクリル酸ブチル) 0.67kPa(20℃)(スチレン) 2.9kPa(20℃)(トルエン) 1700Pa(200℃) 5.9 × 10 ⁻³ Pa (25℃)(フタル酸ジ ^o (n-ブチル))
・相対ガス密度	製品：データなし 参考データ：3.7(キシレン) 3.7(エチルベンゼン) 4(酢酸n-ブチル) 3.5(メタクリル酸メチル) 3.1(アクリル酸ブチル) 3.6(スチレン) 3.18(トルエン)
・密度及び/又は相対密度	製品：データなし 参考データ：0.86～0.88(キシレン) 0.9(エチルベンゼン) 0.88(酢酸n-ブチル) 0.94(メタクリル酸メチル) 0.87(アクリル酸ブチル) 0.91(スチレン) 0.8669(トルエン)
・溶解度	水：不溶
・n-オクタノール／水分配係数	製品：データなし 参考データ：3.12～3.20(キシレン) 3.1(エチルベンゼン) 1.82(酢酸n-ブチル) 1.38(メタクリル酸メチル) 2.69(アクリル酸ブチル) 3(スチレン) 4.72(フタル酸ジ ^o (n-ブチル)) 2.73(トルエン)

・自然発火点	製品：データなし 参考データ: 463～528℃(キシレン) 432℃(エチルベンゼン) 420℃(酢酸n-ブチル) 421℃(メタクリ酸メチル) 480℃(アクリル酸ブチル) 490℃(スチレン) 400℃(フタル酸ジ(n-ブチル)) 238℃(石油系炭化水素) 480℃(トルエン)
・分解温度	データなし
・粒子特性	データなし
・動粘性率	データなし
・可燃性	製品：データなし 参考データ：可燃性あり(石油系炭化水素・トルエンの混合物) 引火性(トルエン)
・その他のデータ	特になし

10 安定性及び反応性

反応性	危険有害反応可能性の項参照。
化学的安定性	通常の保管条件/取扱い条件において安定である。
危険有害反応可能性	混触危険物質に触れると反応するおそれがある。
避けるべき条件	直射日光、熱、裸火、スパーク、静電気、プラスチック、ゴム、銅および銅合金との接触。 高温、着火源(裸火、火花など)を避けること。
混触危険物質	強酸化剤、強酸、強塩基。
危険有害な分解生成物	燃焼により有毒なガス(一酸化炭素等)が発生するおそれがある。

11 有害性情報

急性毒性(経口)	(キシレン) ラット LD50 3500 mg/kg (エチルベンゼン) ラット LD50 3500 mg/kg (酢酸n-ブチル) ラット LD50 >3200 mg/kg (メタクリ酸メチル) ラット LD50 7800 mg/kg (アクリル酸ブチル) ラット LD50 3143 mg/kg (スチレン) ラット LD50 2650 mg/kg (フタル酸ジ(n-ブチル)) ラット LD50 8000 mg/kg マウス LD50 5289 mg/kg (トルエン) ラット LD50 5000 mg/kg
急性毒性(経皮)	(キシレン) ウサギ LD50 1700 mg/kg (エチルベンゼン) ウサギ LD50 5000 mg/kg (酢酸n-ブチル) ウサギ LD50 >5000 mg/kg (メタクリ酸メチル) ウサギ LD50 >5000 mg/kg (アクリル酸ブチル) ウサギ LD50 1780 mg/kg (フタル酸ジ(n-ブチル)) ウサギ LD50 20000 mg/kg (トルエン) ウサギ LD50 14100 mg/kg
急性毒性(吸入)	(キシレン) ラット LC50 6350 ppm (エチルベンゼン) ラット LC50 4000 ppm (メタクリ酸メチル) ラット LC50 7093 ppm (アクリル酸ブチル) ラット LC50 1970 ppm (スチレン) ラット LC50 2770 ppm (フタル酸ジ(n-ブチル)) マウス LD50 25 g/m ³ /2H LC50 ラット >15.68 mg/L (トルエン) ラット LC50(4hr): 4,000 ppm (トルエン) vapor: rat LC50=3319-8800ppm/4hr (EU-RAR, 2003) et al.
皮膚腐食性・刺激性	(キシレン) ウサギ、マウス、モルモットを用いた皮膚刺激性試験の結果、重度の刺激性を示した。 (エチルベンゼン) ウサギを用いた皮膚刺激性試験の結果、軽度の刺激性を示した。 (酢酸n-ブチル) ウサギを用いた皮膚刺激性試験の結果、刺激性を示さなかった。 (メタクリ酸メチル) ウサギを用いた皮膚刺激性試験の結果、刺激性を示した。 (アクリル酸ブチル) ウサギを用いた皮膚刺激性試験の結果、中等度～重度の刺激性を示した。 (スチレン) ウサギを用いた皮膚刺激性試験の結果、重度の刺激性を示した。 (フタル酸ジ(n-ブチル)) ウサギ 非刺激性 (トルエン) 区分2 (石油系炭化水素) 区分2 (トルエン) ラビット 中等度の刺激性 (EU-RAR, 2003)

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	(キシレン) ウサギを用いた眼刺激性試験の結果、中等度の刺激性を示した。 (エチルベンゼン) ウサギを用いた眼刺激性試験の結果、軽度の刺激性を示した。 (酢酸n-ブチル) ウサギを用いた眼刺激性試験において軽度～中等度の刺激性を示した。 (メタクリル酸メチル) ウサギを用いた眼刺激性試験の結果、刺激性を示した。 (アクリル酸ブチル) ウサギを用いた眼刺激性試験の結果、軽度～重度の刺激性を示した。 (スチレン) ウサギを用いた眼刺激性試験の結果、中等度の刺激性を示した。 (フタル酸ジ(n-ブチル)) ウサギ 非刺激性 (トルエン) 区分2B (トルエン) ラビット 軽度の刺激性 (EU-RAR, 2003)
呼吸器感作性又は皮膚感作性	(メタクリル酸メチル) 呼吸器感作性区分1 産衛:気道感作性物質 第2群(人間に対しておそらく感作性があると考えられる物質) (メタクリル酸メチル) モルモットを用いた皮膚感作性試験の結果、陽性だった。産衛:皮膚感作性物質 第2群(人間に対しておそらく感作性があると考えられる物質) (アクリル酸ブチル) モルモットを用いた皮膚感作性試験の結果、陽性だった。産衛:皮膚感作性物質 第2群(人間に対しておそらく感作性があると考えられる物質) (フタル酸ジ(n-ブチル)) 呼吸器感作性 分類できない。皮膚感作性 EHC 189(1997) の記述から、動物実験ではフタル酸ジブチルは皮膚感作性を示していないが、ヒトの事例研究から陽性を示す結果があり、産業衛生学会勧告(2012)は皮膚感作性を第2群に分類しており、日本職業・環境アレルギー学会特設委員会(2004)は皮膚感作性有りに区分している。少なくとも、ヒト感作性に関しては疑いがあることから、区分1
生殖細胞変異原性	(キシレン) ラット、マウスを用いた優性致死試験、in vivo体細胞変異原性試験の結果、陰性だった。 (エチルベンゼン) マウスを用いたin vivo体細胞変異原性試験、生殖細胞を用いたin vivo遺伝毒性試験の結果、いずれも陰性だった。 (メタクリル酸メチル) in vivo体細胞変異原性試験の結果、陰性だった。 (アクリル酸ブチル) ラット等を用いたin vivo体細胞変異原性試験の結果、陰性だった。 スチレン マウス、ラット等を用いたin vivo体細胞変異原性試験の結果、陽性だった。
発がん性	(キシレン) IARC:3(ヒト発がん性について分類できない)ACGIH:A4(発がん性物質として分類できない)EPA:I(発がん性を評価する情報が不十分) (エチルベンゼン) IARC:2B(ヒト発がん性の可能性がある)産衛:2B(ヒト発がん性が可能性ある(証拠が少ない))ACGIH:A3(動物発がん性物質)EPA:D(ヒト発がん性に分類できない) (メタクリル酸メチル) IARC:3(ヒト発がん性について分類できない)ACGIH:A4(発がん性物質として分類できない)EPA:E(ヒト発がん性なしという証拠がある) (アクリル酸ブチル) IARC:3(ヒト発がん性について分類できない)ACGIH:A4(発がん性物質として分類できない) (スチレン) IARC:2B(ヒト発がん性の可能性がある)産衛:2B(ヒト発がん性が可能性ある(証拠が少ない))ACGIH:A4(発がん性物質として分類できない)NTP:R(合理的にヒト発がん性因子であることが予測される) (トルエン) [IARC]Group 3:ヒトに対する発がん性については分類できない。[ACGIH]A4(2020):ヒト発がん性因子として分類できない。
生殖毒性	(キシレン) ラットを用いた催奇形性試験の結果、胎児への悪影響が認められた。産衛:生殖毒性物質 第3群(ヒトに対する生殖毒性の疑いがある物質) (エチルベンゼン) ラット、マウス、ウサギを用いた発生毒性試験の結果、胎児への悪影響が認められた。産衛:生殖毒性物質 第2群(ヒトに対しておそらく生殖毒性を示すと判断される物質) (スチレン) 動物試験の結果、次世代に対する影響が認められた。産衛:生殖毒性物質 第2群(ヒトに対しておそらく生殖毒性を示すと判断される物質) (フタル酸ジ(n-ブチル))分類ガイダンスに従い区分1B (トルエン) 区分1A(授乳に対する又は授乳を介した影響あり)

特定標的臓器毒性(単回ばく露)	(キシレン) 中枢神経系、呼吸器系、肝臓、腎臓への障害が報告されている。麻酔作用により眠気又はめまいのおそれがある。 (エチルベンゼン) 呼吸器を刺激するおそれがある。麻酔作用により眠気又はめまいのおそれがある。 (酢酸n-ブチル) 呼吸器を刺激するおそれがある。麻酔作用により眠気又はめまいのおそれがある。 (メタクリル酸メチル) 呼吸器系への障害が報告されている。麻酔作用により眠気又はめまいのおそれがある。 (スチレン) 中枢神経系への障害が報告されている。 (アクリル酸ブチル) 呼吸器系への障害が報告されている。呼吸器を刺激するおそれがある。麻酔作用により眠気又はめまいのおそれがある。 (フタル酸ジ(n-ブチル)) 上気道粘膜への明らかな刺激性 (EU RAR No.29 (2004)等の記述から、気道刺激性が示された。区分3(気道刺激性) (トルエン) 区分1(中枢神経系) 区分3(気道刺激性・麻酔作用) (石油系炭化水素) 区分3(気道刺激性)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	(キシレン) 長期にわたる、又は反復ばく露による神経系、呼吸器系への障害が報告されている。 (エチルベンゼン) 長期にわたる、又は反復ばく露による聴覚器への障害のおそれがある。 (メタクリル酸メチル) 長期にわたる、又は反復ばく露による神経系、呼吸器系への障害が報告されている。 (アクリル酸ブチル) 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器系への障害が報告されている。 (スチレン) 長期にわたる、又は反復ばく露による神経系、呼吸器系、血液系、肝臓への障害が報告されている。 (フタル酸ジ(n-ブチル)) 区分2(呼吸器系) (トルエン) 区分1(中枢神経系・腎臓) (石油系炭化水素) 区分2(腎臓・精巣)
誤えん有害性	(キシレン) 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれがある。 (エチルベンゼン) 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれがある。 (スチレン) 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれがある。 (トルエン) 区分1 (石油系炭化水素) 区分1

12 環境影響情報

水性環境有害性短期(急性)	(キシレン) ニジマス LC50(96h) 3.3 mg/L グラスシュリンブ LC50(96h) 7.4 mg/L 水生生物に対して有毒である。 (エチルベン) センバエシュリンブ LC50(96h) 0.42 mg/L ネコセミジノ NOEC(7d) 0.956 mg/L 水生生物に対して極めて有毒である。 (酢酸n-ブチル) ファットヘッドミノール LC50(96h) 18 mg/L セネデスムス EC10(72h) 296 mg/L 水生生物に対して有害である。 (メタクリル酸メチル) オオミジンコ EC50(48h) 48 mg/L オオミジンコ NOEC(21d) 3.5 mg/L 水生生物に対して有害である。 (アクリル酸ブチル) ヒメダカ LC50(96h) 2.42 mg/L 水生生物に対して有毒である。 (スチレン) フセウドキルクネリエラ属 EC50(96h) 0.72 mg/L フセウドキルクネリエラ属 NOEC(96h) 0.063 mg/L 水生生物に対して極めて有毒である。 (フタル酸ジ(n-ブチル)) ニジマス LC50 (96時間) = 6.5ppm 和金 TLm (24時間) = 8ppm (TLm: 半数致死濃度) アメリカナマズ LC50 (96時間) = 0.46 mg/L (EU-RAR、2004) ミジンコ EC50 (48時間) = 3.4 mg/L 9) 甲殻類では区分2の結果であるが、魚類では区分1の結果であることから区分1とした。 (トルエン) 区分1
---------------	--

水性環境有害性長期(慢性)	(キシレン) ニジマス LC50(96h) 3.3 mg/L グラスシュリンプ LC50(96h) 7.4 mg/L 長期継続的影響によって水生生物に対して有毒である。 (エチルベン) センペイシュリンプ LC50(96h) 0.42 mg/L ネコセミジノ NOEC(7d) 0.956 mg/L 長期継続的影響によって水生生物に対して有毒である。 (酢酸n-ブチル) ファットヘッドミノー LC50(96h) 18 mg/L セネデスマス EC10(72h) 296 mg/L 長期継続的影響による有害性は、GHS有害性区分より低い。 (メタクリル酸メチル) オオシジノ EC50(48h) 48 mg/L オオシジノ NOEC(21d) 3.5 mg/L 長期継続的影響による有害性は、GHS有害性区分より低い。 (アクリル酸ブチル) ヒメタカ LC50(96h) 2.42 mg/L 長期継続的影響による有害性は、GHS有害性区分より低い。 (スチレン) プセウドキルクネリエラ属 EC50(96h) 0.72 mg/L プセウドキルクネリエラ属 NOEC(96h) 0.063 mg/L 長期継続的影響によって水生生物に対して有毒である。 (フタル酸ジ(n-ブチル)) 急速分解性があり(28 日間 BOD 分解度 = 69% 既存化学物質安全性点検結果、1975)、BOD 5 COD ratio 0.63 (EU RAR,2003) 2003)、甲殻類(ヨコエビ科の一種)の 10 日間 NOEC 0.10 mg/L NITE 初期リスク評価、2005 他)、魚類(ニジマス)の 99 日間 NOEC 0.10 mg/L NITE初期リスク評価、2005 他)であることから、区分 2 とした。 (トルエン) 区分1
残留性・分解性	(キシレン) 急速分解性がない。[分解度(BOD)] 39% 既存化学物質安全性点検において、良分解性と判定されている。 (エチルベン) 急速分解性がない。[分解度(BOD)] 0%6既存化学物質安全性点検において、良分解性と判定されている。 (酢酸n-ブチル) 急速分解性がある。[分解度(BOD)] 98% 既存化学物質安全性点検において、良分解性と判定されている。 (メタクリル酸メチル) 急速分解性がある。[分解度(BOD)] 94.3% 既存化学物質安全性点検において、良分解性と判定されている。 (アクリル酸ブチル) 急速分解性がある。[分解度(BOD)] 61.3% 既存化学物質安全性点検において、良分解性と判定されている。 (スチレン) 急速分解性がある。[分解度(BOD)] 100% 既存化学物質安全性点検において、良分解性と判定されている。 (フタル酸ジ(n-ブチル)) 既存化学物質の安全性点検結果(BOD による分解度: 69 %)では分解性良好な物質に分類されている。 (トルエン) 分解度=123 % (BOD) 急速分解性あり。 (石油系炭化水素) 急速分解性なし。
生態蓄積性	(酢酸n-ブチル) 生体蓄積性が低いと推定される。 (メタクリル酸メチル) 生体蓄積性がない。 (アクリル酸ブチル) 生体蓄積性が低いと推定される。 (スチレン) 生体蓄積性が低いと推定される。 (フタル酸ジ(n-ブチル))既存化学物質の安全性点検結果(BCF = 176)では濃縮性がない、あるいは低い物質に分類されている。 (トルエン) log Kow=2.73 生物蓄積性が低いと推定される。
土壌中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データなし

13 廃棄上の注意

残余廃棄物	残余廃棄物は、ケイソウ土等に吸収させ、焼却炉で少量ずつ焼却するか、アフターバーナー及びスクラバーを備えた焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。 焼却する場合は、排ガス洗浄装置を備えた焼却炉の火室へ噴霧し、焼却する。 廃物、容器等の廃棄物は、リサイクル又は許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。 排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。 容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。 この物質が河川、湖沼、海域、下水等に排出されないよう十分に注意する。 環境への放出を避けること。
汚染容器及び包装	空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後に処分する。 これを含む排水は活性汚泥等の処理により清浄にしてからでないと排出してはならない。 都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物業者に処理を委託する。

14 輸送上の注意

国内規則	品 名：樹脂液、引火性 国連分類：3 国連番号：1866 容器等級：Ⅲ 指針番号：128 環境汚染物質：該当 ＜陸上輸送＞消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められる運送方法に従うこと。 ＜海上輸送＞船舶安全法の定めるところに従うこと。 ＜航空輸送＞航空法の定めるところに従うこと。
追加の規則	
特別安全対策	船舶又は航空機で輸送する場合は「UN」マーク入り容器を使用し標札を表示する。 車両等によって運搬する場合は、荷送人は運送人に運送注意書(イエローカード)を渡す。 容器の破損、洩れ、栓の閉まり具合を確かめ、衝撃、転倒、落下、破損のないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行う。 タンク車(ローリー)への充填や、積み下ろし作業の際は、サイドブレーキをかけ、エンジンを停止させ、車止めを施す。 「7.取扱い及び保管上の注意」の記載に準じて取扱う。 輸送関係法規を厳守する。

15 適用法令

消防法	危険物 第4類 第2石油類 (非水溶性)(指定数量 1000リットル)(製品)
化審法	優先評価化学物質(キシレン、エチルベンゼン、スチレン、トルエン)
労働安全衛生法	危険物(引火性の物)(製品) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57 条第1 項、施行令第18 条第1 号、第2 号別表第9) 表示対象物(キシレン、エチルベンゼン、酢酸n-ブチル(法文名:酢酸ブチル)、フタル酸ジ(n-ブチル)、トルエン) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57 条の2、施行令第18 条の2第1 号、第2 号別表第9) 通知対象物(キシレン、エチルベンゼン、酢酸n-ブチル(法文名:酢酸ブチル)、メタクリル酸メチル、アクリル酸ブチル(法文名:アクリル酸ノルマル-ブチル)、スチレン、フタル酸ジ(n-ブチル)、トルエン) 法第28条第3項の規定に基づき「指針を公表した化学物質」(エチルベンゼン) 有機則 第2種有機溶剤等(製品;キシレン、酢酸n-ブチル(法文名:酢酸ノルマル-ブチル)、トルエン>5%含有) 特化則 第2類物質 特別有機溶剤等 特別管理物質(エチルベンゼン) 作業環境評価基準(法第65 条の2 第1 項)(トルエン)
労働基準法	感作性物質(労働基準局長通達)(メタクリル酸メチル、アクリル酸ブチル) 疾病化学物質(キシレン、酢酸n-ブチル(法文名:酢酸ブチル)、メタクリル酸メチル、アクリル酸ブチル、スチレン) 女性則(キシレン、エチルベンゼン、スチレン)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	第1種指定化学物質 (キシレン 13%、エチルベンゼン 13%、フタル酸ジ(n-ブチル)2%、トルエン 39%)
水質汚濁防止法	指定物質(キシレン、スチレン、トルエン)
大気汚染防止法	有害大気汚染物質(キシレン、エチルベンゼン、メタクリル酸メチル、スチレン、トルエン)
悪臭防止法	特定悪臭物質(キシレン、スチレン、トルエン)
海洋汚染防止法	海洋汚染物質(製品)
船舶安全法	危規則告示 引火性液体類(製品)
港 則 法	危規則告示 引火性液体類(製品)
航 空 法	告示 引火性液体(製品)

16 その他の情報

引用文献	日本塗料工業会編集「GHS対応MSDS・ラベル作成ガイドブック」 NITE化学物質総合情報システム 原材料SDS
その他	1. このデータシートは、製品に関する情報提供を目的とした物であって、その記載内容に関し、弊社が売主その他の立場で保証責任を負うものではありません。 2. このデータシートは、作成日又は改訂日までに弊社が入手した情報に基づいて作成しておりますが、記載内容は新しい知見又は法規制の変更等により改訂される事があります。 3. このデータシートは通常想定される保管方法及び取扱いの方法の範囲における情報提供です。したがって、特殊な保管又は取扱いを行う場合は、その保管又は取扱いに適した安全対策を実施の上ご利用下さい。 4. 本製品の貴社の用途に対する法規制、適合性及び安全性については、弊社では確認しておりませんので、調査又は試験により確認の上ご利用下さい。 5. 貴社において本製品を輸出される場合には、外国為替及び外国貿易法等輸出関連法規を遵守の上、輸出して下さい。